

●歸國徵兵猶豫者が一ヶ月内に
せんじつ

船室を得られし時

▲不可抗力の意義

▲徴兵事務條例細則適用

▲三十日以上でも無徴集

沙港領事館の調査

●船室を得られる事能はさ

りし場合或は疾病其他不抗力の爲め出發する能はざる場合に

陸軍當事者が果て如何なる手

加減をなすべきやに就て沙港領事

事松永氏が同地觀光團の日本に

出發する際赤松商局第三課長

に宛て左の如き手紙を即ち沙港領事

事務條例細則施行規則に依り徴兵事務

事務條例細則に依り徴兵事務

之れが引下げを爲さんと或は牛島氏が人爲的引げを爲すものなればて非買同盟の申合せを爲したる程なるが該市價問題に關する事項は昨日羅合衆國裁判所内召喚し市場の狀況及び市價に就て訊問爲しりと

